

熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第9条第1項に規定する医療費適正化を推進するための計画を検討することを目的として、熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定に関すること
- (2) その他医療費の適正化に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は原則として20人以内で、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 保険者
- (4) 被保険者
- (5) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、依頼の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。